

1 次の文章A・Bを読んで、下記の設問(問1～7)に答えなさい。なお、出題の都合上、史料は改めたり省略したりした箇所がある。

A 8世紀になると、『古事記』・『日本書紀』といった国家的な歴史書と並んで、朝廷は地誌の編纂<sup>へんさん</sup>も志した。和銅6年(713)、朝廷は諸国に対し、土地の産物・自然、地名の由来、古老の伝承などを記録して報告すべきことを命じ、諸国はこれに従って ア を作り出した。現在、それは常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の5か国のもしか残されていないが、そこには『古事記』・『日本書紀』にない神話や伝承も見られる。それらは、ヤマト政権の支配を受けた前<sup>(a)</sup>の地方社会における諸勢力が、どのような形でその地域に存在していたのかを物語る貴重な史料であるといえよう。

このような地誌の編纂が可能になったのは、この時代に、中央の貴族ばかりではなく地方官人の間にも学問・文芸が必要な教養として普及したこととも関係があるであろう。諸国には、教育機関として国学が置かれ、主に イ の子弟がそこで学んだ。各地の遺跡から出土する漆紙文書<sup>うるしがみもんじょ</sup>(不要になつて漆の容器<sup>(c)</sup>のふたとして再利用された文書が、土の中で残存したもの)には、計帳などの行政文書の他に、儒教の經典などの書物の紙片も含まれており、地方官人がこれらの書物に接していた姿をうかがうことができる。

問1 空欄 ア ・ イ に当てはまる語を答えなさい。

問2 下線部(a)について、

- (1) これらの国名の読み方を、すべてひらがなで答えなさい。
- (2) 豊後国と肥前国は、七道のうちいずれの道に含まれる国であったか、その道名を答えなさい。

問3 下線部(b)に関する質問

- (1) 6世紀初めに、九州北部では、筑紫国造であった ウ が、ヤマト政権の支配に抵抗して大規模な戦乱を起こした。

空欄 ウ に当てはまる人名を答えなさい。

(2) 国造は、律令制の施行後、どのような形で国家統治機構に組み込まれたのか、40字以内で説明しなさい。

問 4 下線部(C)は、東北地方の城柵遺跡で多く発見されている。これに関連して、

- (1) 秋田城跡からは、俘囚と推測される人名が列記された漆紙文書が出土した。俘囚とはどのような人か、30字以内で説明しなさい。
- (2) 坂上田村麻呂が延暦 21 年(802)に築き、鎮守府が置かれた城柵の名称を答えなさい。

B 醍醐天皇は、延喜14年(914)、官人に政治についての意見を提出させた。三善清行はこれに応じて「意見封事十二箇条」を提出し、混乱した政治の現状を厳しく指摘した。その序論には、以下のような文がつづられている。

既にして欽明天皇の代に、仏法初めて本朝に伝わり、推古天皇以後、この教え盛んに行わる。<sup>くんこうけい</sup><sup>注1</sup> 上は群公卿士より、下は諸国の黎民に至るまで、寺塔を建立することなき者は、人の数に列せず。故に資産を傾け尽くし、<sup>ふと</sup><sup>注3</sup> 浮図を興し造る。(中略)降りて天平に及び、<sup>いよいよ</sup> 弥<sup>もつ</sup> 尊重を以てし、遂に田園を傾け、多く大寺を建つ。(中略)又七道諸国をして国分二寺を建てしむ。造作の費え、<sup>しょうせい</sup><sup>注4</sup> 各その國の正税を用いる。ここに於いて天下の費え、十分にして五。<sup>注5</sup>

桓武天皇に至り、都を長岡に遷し、製作既に畢るに、<sup>うつ</sup><sup>おわ</sup><sup>じょうと</sup><sup>注6</sup> 更に上都を嘗む。<sup>(d)</sup>  
(中略)皆土木の巧みを究め、<sup>ことごと</sup> 尽く調庸の用を賦す。ここに於いて天下の費え、<sup>注7</sup> 五分にして三。

仁明天皇位に即き、<sup>つ</sup> 尤も奢靡を好む。(中略)ここに於いて天下の費え、二分にして一。<sup>注9</sup>

貞觀年中、應天門及び大極殿、 <sup>しき</sup>頻りに災火有り。(中略)この宇を修復する<sup>(e)</sup> こと、期年にして成す。然れども天下の費え、また一分の半ばを失う。然れば則ち当今の時、曾て往世の十分の一に非ざるなり。<sup>注10</sup>

清行は、この後に、12か条にわたって具体的な事柄を提示し、それに対する方策を述べている。これらは、自ら備中介に任じた経験から、当時の政治や社会における諸問題を詳細に指摘したものであるが、結局、実際の政治にはほとんど反映されなかったという。醍醐天皇は、律令制的な国家統治の維持を図るべく官人に意見を出させたのであるが、もはやそれは困難であり、清行の提言の実行もほぼ不可能な状況になっていたのである。

注1 「群公卿士」……貴族や官人たち。

注2 「黎民」……庶民。一般の人々。

注3 「浮図」……仏塔。

注4 「正税」……諸国で管理された稻。租と、出挙の利息の稻を、諸国の正倉に蓄えたもの。

注5 「十分にして五」……ここでは、国家全体の資産の10分の5を失った、という意味。

注6 「上都」……都。

注7 「五分にして三」……その時に残っていた国家資産の5分の3を失った、という意味。すでに10分の5を失っているため、最初にあった資産の10分の8がこの時点では失われたことになる。

注8 「奢靡」……分不相応に派手でぜいたくなこと。

注9 「二分にして一」……その時に残っていた国家資産(すなわち最初にあった資産の10分の2)の2分の1を失った、という意味。

注10 「宇」……建物。

注11 「期年」……丸1年間。

注12 「往世」……昔。

問5 「意見封事十二箇条」において、三善清行は、仏教がもたらした問題についてどのようなことを指摘しているのか、80字以内で説明しなさい。

問6 下線部(d)は、具体的にどのような出来事を指しているのか、簡潔に述べなさい。

問7 下線部(e)に見える応天門の災火とは、貞觀8年(866)に起きた応天門の変を指す。この事件によって、没落が決定的となった氏族を二つ答えなさい。